

# 資料 C

全国健康保険協会徳島支部  
支部長 品川 晴旨

## 都道府県単位保険料率の変更に係る意見(案)

### 10.25% (10.43%)

#### 1. 意見の要旨

徳島支部の令和5年度保険料率を、令和4年度保険料率の10.43%から0.18ポイント引き下げ、10.25%とすることについて、妥当と考えます。

#### 2. 理由等

協会けんぽの財政基盤は赤字構造であり、医療の高度化や高齢者医療制度への負担増により、一段と厳しさが増していることを考えれば、中長期的に捉え、できる限り平均保険料率10%を維持していくという基本的なスタンスは揺るぎようがないと理解しています。

評議会においては、令和4年・5年度の徳島支部保険料率の変動幅が大きかったことについて、疑問を呈する意見があったものの、令和5年度保険料率の引き下げについては、妥当であるとの意見で一致しました。

当職としても、コロナ禍の影響により医療費の増減が大きかったこともありますが、令和4年・5年度の保険料率はこれまでにない変動幅となっており、違和感は拭えません。現行の保険料率算出は、単年度収支が原則であると思いますが、平均保険料率を10.0%とした2012年以降、均衡保険料率を上回る平均保険料率を維持してきたことにより齟齬が生じていないのか、また、数年の内には均衡保険料率が10.0%を超えることが見込まれており、原則と異なる保険料率の設定が続くこととなります。現行の保険料率算出の制度設計のままで良いのか議論を進め、加入者・事業主へ丁寧に説明していく必要があると考えます。

徳島支部は、保険者努力重点支援プロジェクト対象支部として選定されており、本部と連携し、外部有識者の助言を得ながら、保険料率上昇の抑制が期待できる事業を実施していく予定ですが、短期間で結果がでるものではないと考えています。令和5年度引き下げ後においても平均保険料率が0.25%上回っており、均衡保険料率が10.0%を超えるようなことになれば、平均保険料率との格差は更に拡大することを危惧しています。支部としては、医療費の適正化に向けて最大限の努力をしていくところですが、保険者の努力だけでは如何ともし難い現実があることから、同一保険内の著しい保険料率格差に対し、一定の歯止めが必要であると考えます。今後の都道府県単位保険料率については、平均保険料率を上回る料率の上限を検討していただきたい。